

プレスリリース

令和 4 年 11 月 22 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会

自動車整備技能登録試験における試験時間間違いについて

令和 4 年 10 月 2 日に実施した令和 4 年度第 1 回自動車整備技能登録試験において、自動車整備技能登録試験新潟地方委員会（(一社) 新潟県自動車整備振興会（以下「振興会」という。））が、自動車車体学科試験（試験時間 80 分）を誤って 60 分で試験を終了させるという事案がありました。

1. 影響を受けた 16 名のうち、正規の試験時間での再受験を希望した 3 名が、振興会において 11 月 15 日に実施した追試験を受験し、2 名が合格しました。
2. 受験者の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に努めて参ります。

※自動車整備技能登録試験とは、自動車整備士技能検定規則（運輸省令第 71 号昭和 26 年 8 月 10 日）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者が行う試験をいう。

問い合わせ先

(一社) 日本自動車整備振興会連合会

試験部 北川、吉澤

03-3404-6145